

令和5年度における北海道地区の景品表示法の運用状況等

令和6年6月20日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

令和5年度における北海道地区の景品表示法の運用状況等は次のとおりである。

第1 景品表示法違反被疑事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反被疑事件については、公正取引委員会事務総局北海道事務所（以下「北海道事務所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

令和5年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が2件、指導が1件の計3件であった（令和5年度の主要な処理事件は別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
表示事件	0	2	0	0	2	1	2	3
景品事件	0	0	(注)	(注)	0	0	0	0
合 計	0	2	0	0	2	1	2	3

（注） 景品事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局北海道事務所取引課

電話 011-231-6300（代表）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

2 表示事件

令和5年度に処理した表示事件は3件で、その内訳を延べ数で見ると、優良誤認（景品表示法第5条第1号）が1件、有利誤認（同条第2号）が3件であった。

また、家庭用の電気及び都市ガスの小売供給に係る不当表示並びに太陽光発電システム機器及びその導入に係る施工に係る不当表示について、北海道事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が措置命令を行った。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
優良誤認 （第5条第1号）	0	1	0	0	1	0	1	1
有利誤認 （第5条第2号）	0	2	0	0	1	1	1	3
第5条第3号に 基づく告示 （第5条第3号）	0	0	（注2）	（注2）	0	0	0	0
合 計 （延べ数）（注1）	0	3	0	0	2	1	2	4

（注1） 関係法条が2つにわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

（注2） 第5条第3号に基づく告示事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

3 景品事件

令和5年度に処理した景品事件はなかった。

4 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

消費者庁は、①事業者が講ずべき景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が当該措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

令和5年度に北海道事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が行った指導は1件であった。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

令和5年度に受け付けた相談件数は159件であった。表示に関する具体的な相談内容としては、①商品を販売する際の二重価格表示に関する相談、②食品の表示に関する相談、③ステルスマーケティング告示に関する相談等が挙げられる。また、景品類に関する具体的な相談内容としては、①景品類の提供限度額に関する相談、②スタンプラリーに関する相談、③無料アプリ会員登録者への景品提供に関する相談、④総付

制限告示第2項（適用除外）に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

令和5年度において、北海道地区に所在する消費者団体等が開催するセミナーや大学の講義に計13回（消費者団体及び地方公共団体：11回、大学：2回）講師を派遣した。

また、釧路市（令和5年11月）において、一般消費者等を対象にセミナーを開催した。

（セミナーの様様）



3 関係行政機関等との連携

「景品表示法ブロック会議（北海道・東北ブロック）」（令和5年4月及び11月）に参加し、最近の違反事例等について情報共有を図るとともに、札幌市において開催された「北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会」（同年4月）に参加し、不適切な食品表示に関する監視強化を図るなど、関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めた。

また、みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会が主催する観光土産品試買検査会（令和5年7月）、全国チョコレート業公正取引協議会が主催するチョコレート類等の試買検査会（同年10月）、全国ドレスリング類公正取引協議会が主催するドレスリング類試買検査会（同月）、全国公正取引協議会連合会が主催する「公正取引協議会地方ブロック連絡会議（北海道・東北ブロック）」（同年11月）及び全国家庭電気製品公正取引協議会が主催する懇談会（同月）に出席して意見交換を行い、業界団体との連携による事業者の適正な表示の促進に努めた。

さらに、北海道地区に所在する特定適格消費者団体との間で、最近の景品表示法の運用状況等について意見交換を行った。

そのほか、北海道庁の景品表示法執行担当者と個別に情報交換を行い、北海道地区の景品表示法の執行等について連携の強化に努めた。

令和5年度の主要な処理事件

1 措置命令

(1) 優良誤認（景品表示法第5条第1号）

事件名	事件概要
フロンティアジャパン(株)に対する件 (R6.2.29)	<p>フロンティアジャパン(株)は、太陽光発電システム機器（以下「本件商品」という。）及びその導入に係る施工（以下「本件役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、例えば、令和5年4月18日、同月26日、同年5月1日、同月8日、同月15日及び同月22日に、「FRONTIER JAPAN」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）のトップページにおいて、「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成」、「No.1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 アフターサポート満足度」及び「No.1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 安心・信頼できる 太陽光発電業者」と表示するなど、あたかも、北海道内において、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下「同種商品」という。）並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「北海道エリア 太陽光発電業者 アフターサポート満足度」及び「北海道エリア 安心・信頼できる 太陽光発電業者」の2項目（以下「本件2項目」という。）につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る本件2項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が委託した事業者による調査は、回答者に対し、北海道内において、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、同社及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>【表示例】</p> <div data-bbox="523 1397 1393 1861" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成</p>  <p>調査方法：インターネット調査 調査概要：2022年2月 サイトのイメージ調査 調査提供：日本トレンドリサーチ</p> </div> <p>（注）本事件の詳細については、令和6年2月29日報道発表資料「フロンティアジャパン(株)に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/240229_hokkaido_keihyo.html</p>

(2) 有利誤認（景品表示法第5条第2号）

事件名	事件概要
<p>北海道電力㈱に対する件 (R5.7.28)</p>	<p>北海道電力㈱は、家庭用の電気及び都市ガスの小売供給（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和2年12月3日から同月5日、同月7日から同月12日、同月14日から同月19日及び同月21日から同月23日までの間、電気の検針票に併せて配布した「あなたのでんき 2020年 冬号 Vol. 406」と称するリーフレットにおいて、「電気もガスもまとめてほくでんがおトク!」、「ガスのご契約が北海道ガスの『一般料金』のお客さまがおトクになる ガスとくパック」、「🔥 ほくでんガス+ほくでんの電気料金プランエネとくポイントプランのセットで ガス料金が北海道ガスの『一般料金』より5%おトクに! 電気とガス合わせたら年間約6,000円相当おトク!」と表示するなど、あたかも、都市ガスの小売供給に関する契約先を北海道瓦斯㈱から北海道電力㈱に切り替え、同社と本件役務をセットで契約するだけで、同社と本件役務をセットで契約する前の電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額に比べ、年間で「おトク」と記載された金額相当分の利益を得られるかのように表示していた。</p> <p>実際には、「おトク」と記載された金額には、ポイントサービスに加入した上で、毎月のログイン、おおむね毎週配信されるコラムの閲覧等を行わなければ付与されないポイント相当分が含まれており、同社と本件役務をセットで契約するだけで、同社と本件役務をセットで契約する前の電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額に比べ、年間で「おトク」と記載された金額相当分の利益を得られるものではなかった。</p> <p>【表示例】</p>  <p>(注) 本事件の詳細については、令和5年7月28日報道発表資料「北海道電力㈱に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。 https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jul/20230728.html</p>

事件名	事 件 概 要
<p>フロンティアジャパン(株)に対する件 (R6.2.29)</p>	<p>フロンティアジャパン(株)は、太陽光発電システム機器（以下「本件商品」という。）及びその導入に係る施工（以下「本件役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、例えば、令和5年4月18日、同月26日、同年5月1日、同月8日、同月15日及び同月22日に、「FRONTIER JAPAN」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成」及び「No.1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」と表示するなど、あたかも、北海道内において、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下「同種商品」という。）並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」の項目につき、実際に見積りを徴したことがある者を対象に調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る「北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」の項目の順位が第1位であるかのように表示していた。</p> <p>実際には、同社が委託した事業者による調査は、回答者に対し、北海道内において、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に見積りを徴したことがある者かを確認することなく、同社及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>【表示例】</p> <div data-bbox="523 1099 1417 1574" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成</p>  <p>調査方法：インターネット調査 調査概要：2022年2月 サイトのイメージ調査 調査提供：日本トレンドリサーチ</p> </div> <p>（注）本事件の詳細については、令和6年2月29日報道発表資料「フロンティアジャパン(株)に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/240229_hokkaido_keihyo.html</p>

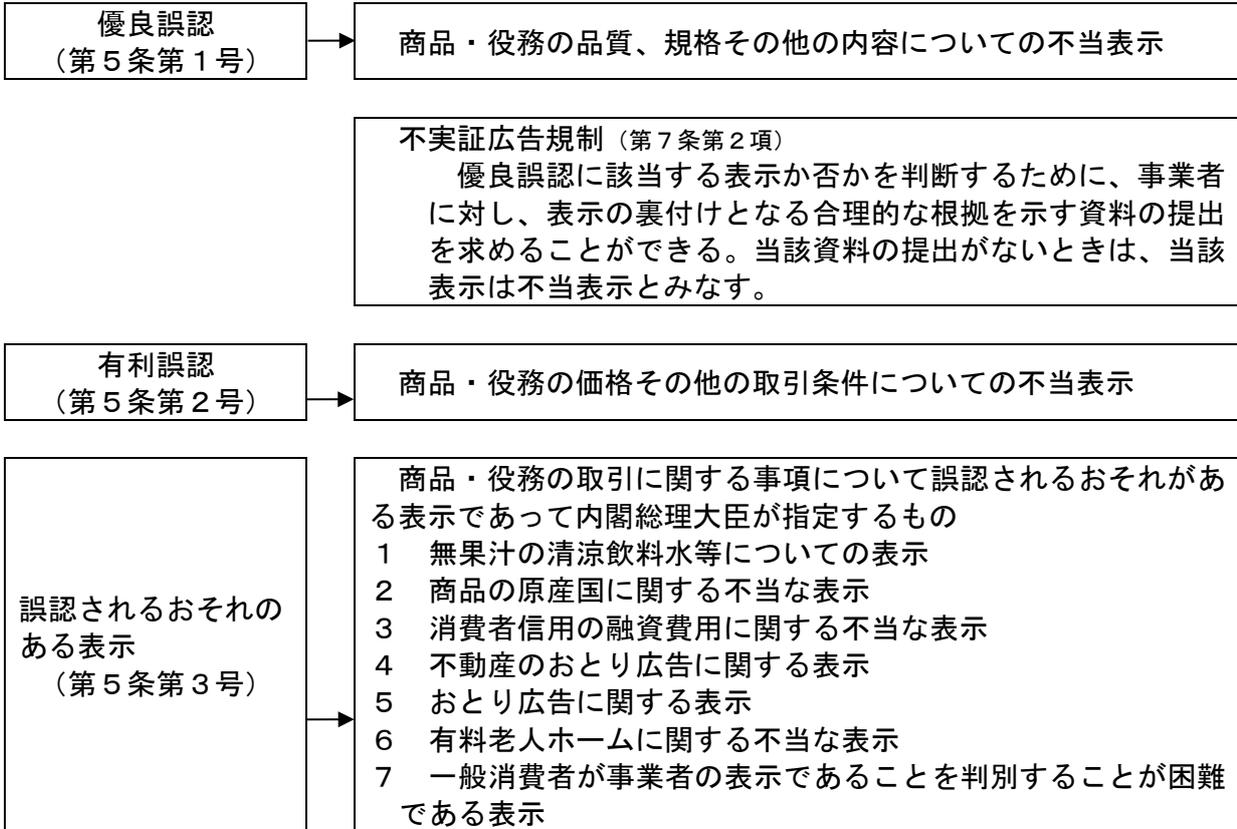
2 指導事件（有利誤認（景品表示法第5条第2号））

事 件 概 要
<p>A社は、食品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、「定価：○円（税込） 価格：△円（税込）」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「定価」と称する価額を併記することにより、あたかも、「定価」と称する価額は、自社が本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、「定価」と称する価額は、自社が任意に設定したものであって、自社において販売された実績のないものであった。</p>

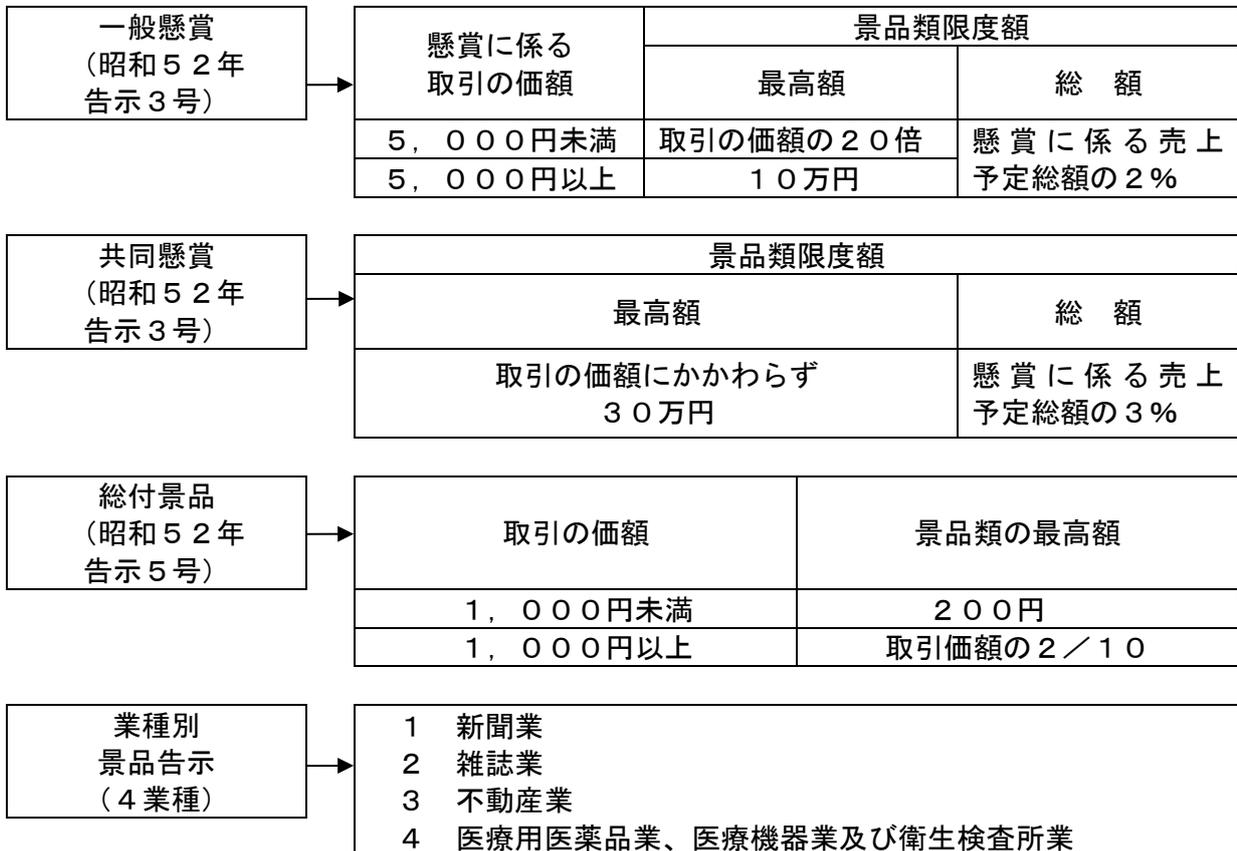
（注） 指導事件については、表示内容等を一部加工して記載。

景品表示法による規制の概要

<表示>



<景品>



○不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 (略)

(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 (略)

(指導及び助言)

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第二十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなく第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抄）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。